

EPA原産地規則の概要

【基本編】



2025年
財務省・税関
EPA原産地センター

1. EPA概要・利用状況
2. EPA原産地規則の概要
3. 参考情報

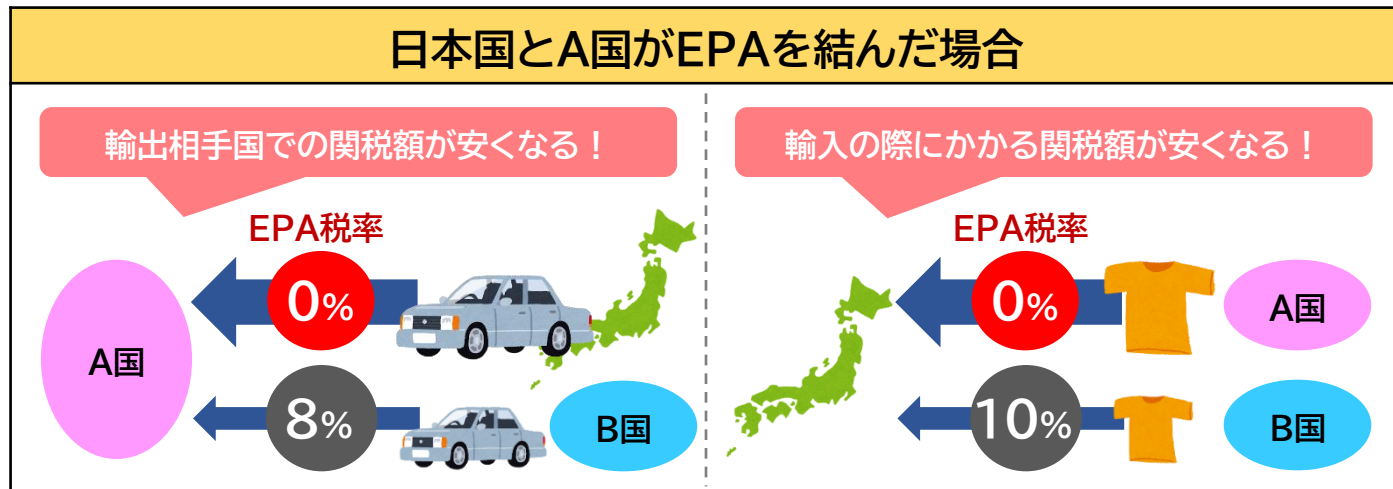


1. EPA概要・利用状況

経済連携協定(EPA)とは

EPA: 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- 特定の国・地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の撤廃・削減などを約束したもの。
- 特定の国・地域の産品に、通常より低い税率(EPA税率)の適用が可能。
⇒ EPA締約国との輸出入の際にかかる関税が安くなります。



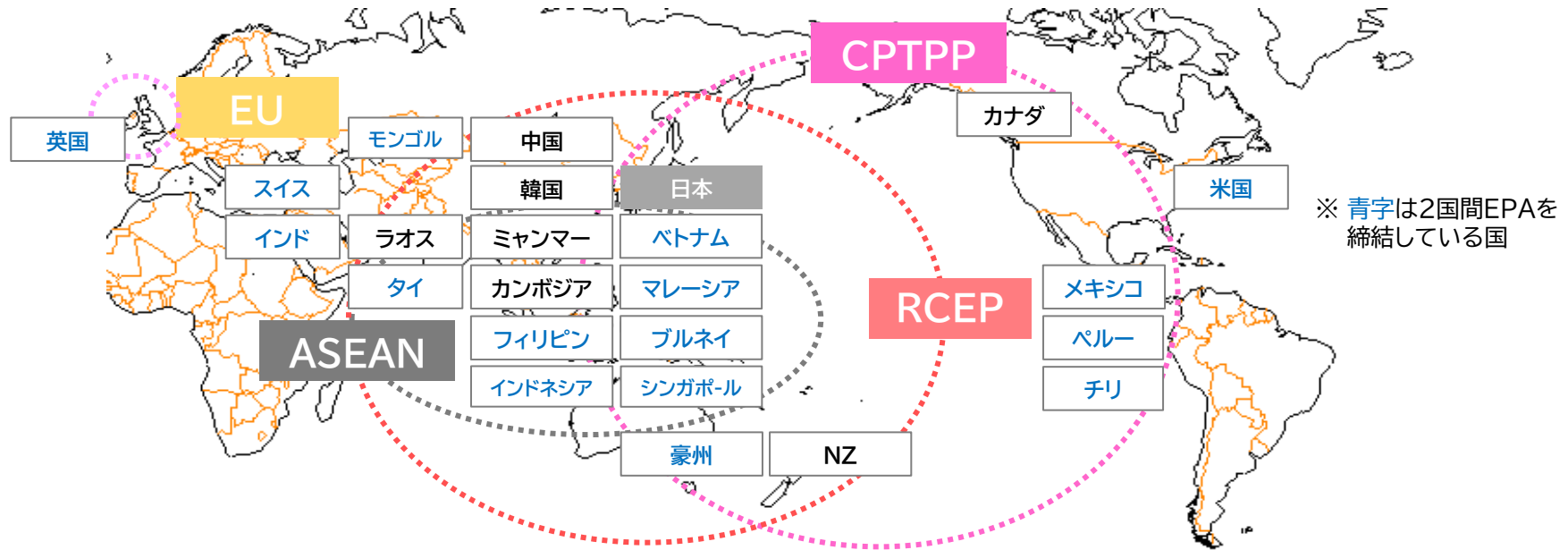
(注) 上記の関税率は仮定であり、実際はEPAにより異なる。

EPA税率適用のためには、条件を満たすことが必要。

EPAの概要

日本で発効しているEPA等

発効済 (20)	2002年	シンガポール	2008年	インドネシア	2009年	ベトナム	2018年	CPTPP
	2005年	メキシコ	2008年	ブルネイ	2011年	インド	2019年	EU
	2006年	マレーシア	2008年	ASEAN	2012年	パルー	2020年	米国
	2007年	チリ	2008年	フィリピン	2015年	豪州	2021年	英国
	2007年	タイ	2009年	スイス	2016年	モンゴル	2022年	RCEP



EPA/国	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	パルー	豪州	モンゴル	カナダ	NZ	EU	米国	英国	韓国	中国
2国間	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
ASEAN	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○											
CPTPP	○	○	○	○			○						○		○	○		○	○			○		
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○			○			○				○	○

※ RCEP のうち△の国は未発効

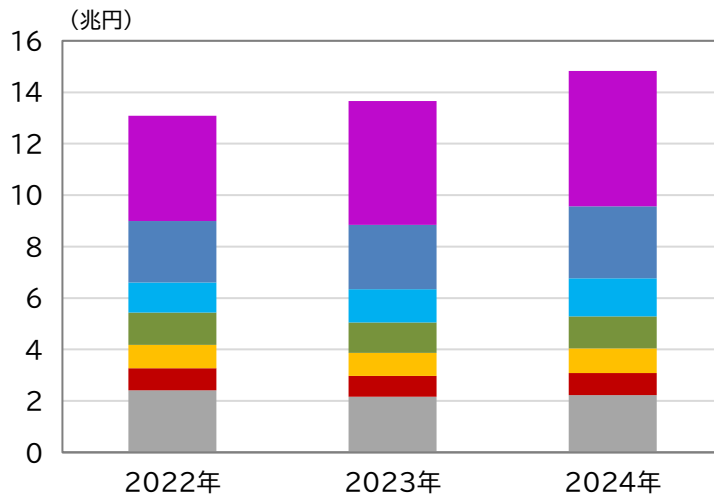
(2025年5月時点)

EPAの利用状況

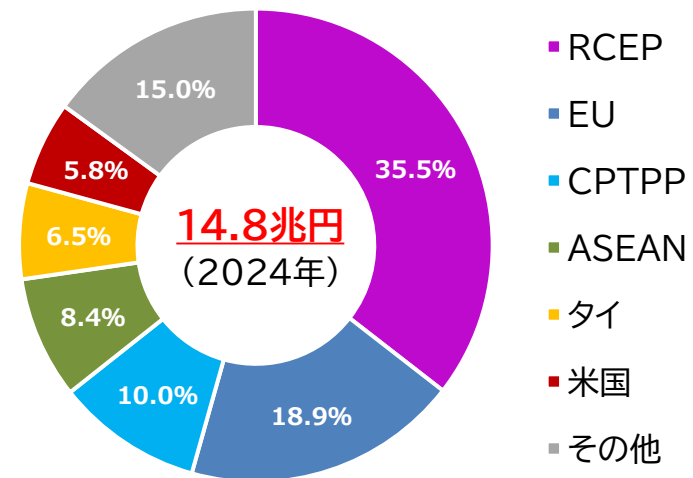
EPAの利用状況

- 2024年のEPA税率適用輸入額: **14.8兆円**
- EPA別第1位: **RCEP(35.5%)**
- 品目別第1位: HS番号第39類(プラスチック)(9.4%)

EPA税率適用輸入額の推移(EPA別)



EPA税率適用輸入額の割合(EPA別)



EPA税率適用輸入額及び割合(品目別)

順位	HS番号2桁及び品目名	金額	割合
1	第39類 (プラスチック)	1.4	9.4
2	第61類 (メリヤス編み又はクロセ編みの衣類)	1.4	9.3
3	第02類 (肉類)	1.3	9.1
4	第62類 (メリヤス編み又はクロセ編み以外の衣類)	1.0	6.8
5	第29類 (有機化学品)	0.9	5.9

(兆円、%)			
順位	HS番号2桁及び品目名	金額	割合
6	第42類 (バッグ等の革製品)	0.7	4.9
7	第16類 (肉、魚の調製品)	0.6	3.9
8	第64類 (履物類及びその部分品)	0.6	3.8
9	第03類 (魚類)	0.6	3.7
10	第44類 (木材)	0.5	3.6

2. EPA原産地規則の概要

EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

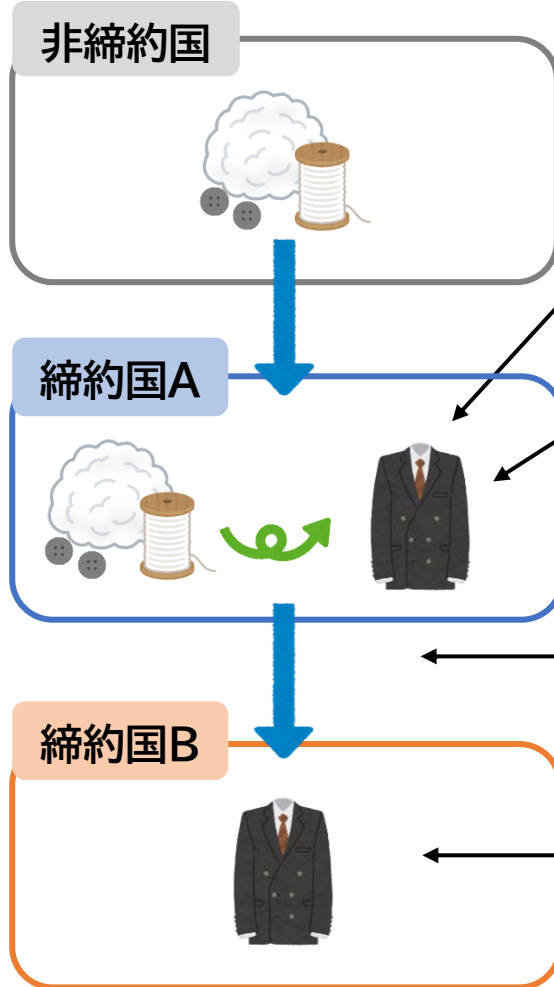
満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

要件を満たさない原産地証明書の提出 等



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

➡ 次のスライドから各条件について確認していきます。

EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

要件を満たさない原産地証明書の提出 等

非締約国



締約国A



締約国B



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

HS番号(関税分類番号)とは

- HS番号:輸出入の際に産品を分類する番号
- EPA税率や品目別規則は、HS番号に基づいて設定。

- HS番号(6桁)は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められており、**5年ごとに改正**。世界200以上の国・地域で使用されており、**輸出入共通**。
- 輸出国と輸入国で産品に対するHS番号の解釈が異なる場合、最終的には**輸入国側の判断が尊重される**。
- 各国、7桁目以降の**国内細分**を独自に定めている。日本の国内細分は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なる。
- (HS番号6桁+国内細分3桁から成る9桁の番号を統計品目番号と呼ぶ。)

👉 (例) HS番号: **第2204.21号**
統計品目番号(日本輸入時): **2204.21-020**

HS番号 類(2桁) = 第**22**類

飲料、アルコール及び食酢

項(4桁) = 第**22.04**項

ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)

号(6桁) = 第**2204.21**号

2リットル以下の容器入りにしたもの

(9桁) = **2204.21-020**

その他のもの

(参考) **2204.21-010**

シェリー酒、ポートその他の強化ぶどう酒



The screenshot shows the Japan Customs website. At the top, there's a navigation bar with the Japan Customs logo and links for 'お問い合わせ' (Contact Us), '税関情報提供' (Tax Information Provision), and language options. Below this is a large banner with illustrations of customs officers and a ship, with the text '守る 引き継ぐ 私たちの暮らし' (Protect, Pass on, Our Lives). To the right of the banner is a list of keywords under '注目のキーワード' (Key Words of the Week), including '新型コロナウイルス感染症関連情報' (Information related to the COVID-19 pandemic), '品目分類及び税率' (Commodity Classification and Tax Rates), '経済刺激に伴う措置 (北朝鮮、イラン、ロシア等)' (Measures accompanying economic stimulation (North Korea, Iran, Russia, etc.)), '最近増えている問合せについて' (About inquiries that have recently increased), '災害関連情報' (Disaster-related information), and '税関チャンネル (YouTube) の紹介' (Introduction to the Customs Channel (YouTube)).

Below the banner is a section titled '重要なお知らせ' (Important Notice) with the text '税関局の名をかたった不審なショートメッセージにご注意ください' (Please be careful of suspicious short messages that impersonate customs offices). Below this is a grid of icons representing various services: '品目分類' (Commodity Classification), '貿易統計' (Trade Statistics), 'AEO制度' (AEO System), '海外旅行の手続き' (Overseas Travel Procedures), '輸出入の手続き' (Import/Export Procedures), '品目分類' (Commodity Classification), 'EPA/原産地規則' (EPA/Origin Rules), '関税評価' (Customs Valuation), and '税関手続FAQ' (Customs Procedures FAQ). A red circle highlights the '品目分類' icon in the bottom row. A red speech bubble points to the '品目分類について調べたい' (I want to know about commodity classification) link. A red diagonal line points from the top right towards the '品目分類' icon.

[illegible]

EPA税率(譲許状況)の確認方法(日本からの輸出)

➤ <https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm>



➤ <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

12.輸出先の国の税率を調べる(相手国譲許表)

ユーザー登録が必要。
JETROホームページからユーザーIDとパスワードを取得可能(日本居住者は無料)。

EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

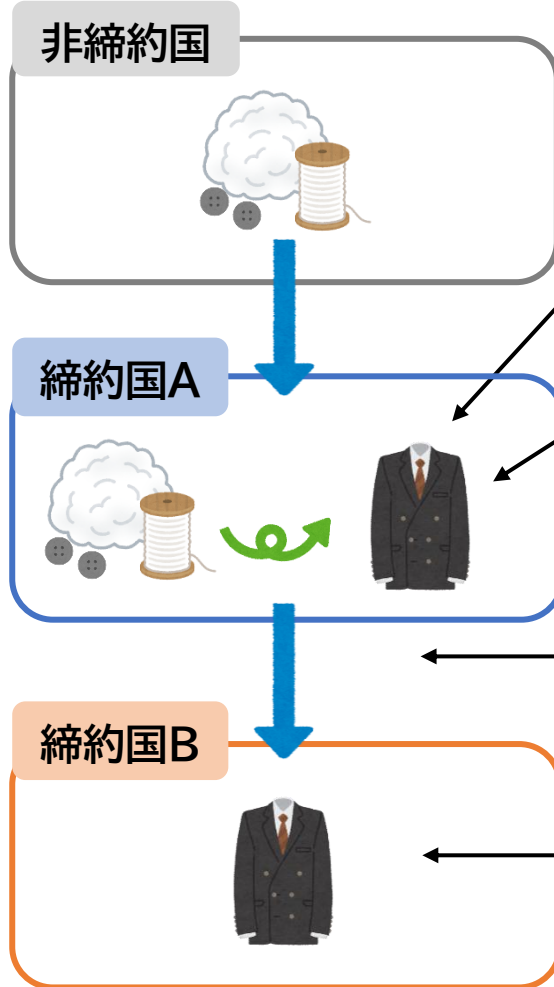
満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

要件を満たさない原産地証明書の提出 等



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

条件2： 原産地規則を満たすこと

原産地規則が必要な理由

- **EPA税率**は、各EPA上の相手国の「**原産品**」に対して適用される。
- 相手国で全ての生産を行う場合、相手国の「原産品」であることは明らか。
一方、第三国から相手国へ輸入された材料から生産する場合、相手国の「原産品」と認められるか。
- ➡ 決定するためのルール(= **原産地規則**)が必要。

相手国で全ての生産を行う場合

相手国で栽培され、収穫された小麦は、
相手国の「原産品」であることが明らか



相手国の「原産品」

第三国の材料から生産を行う場合

第三国で栽培された小麦を使って、
相手国で製粉すると？

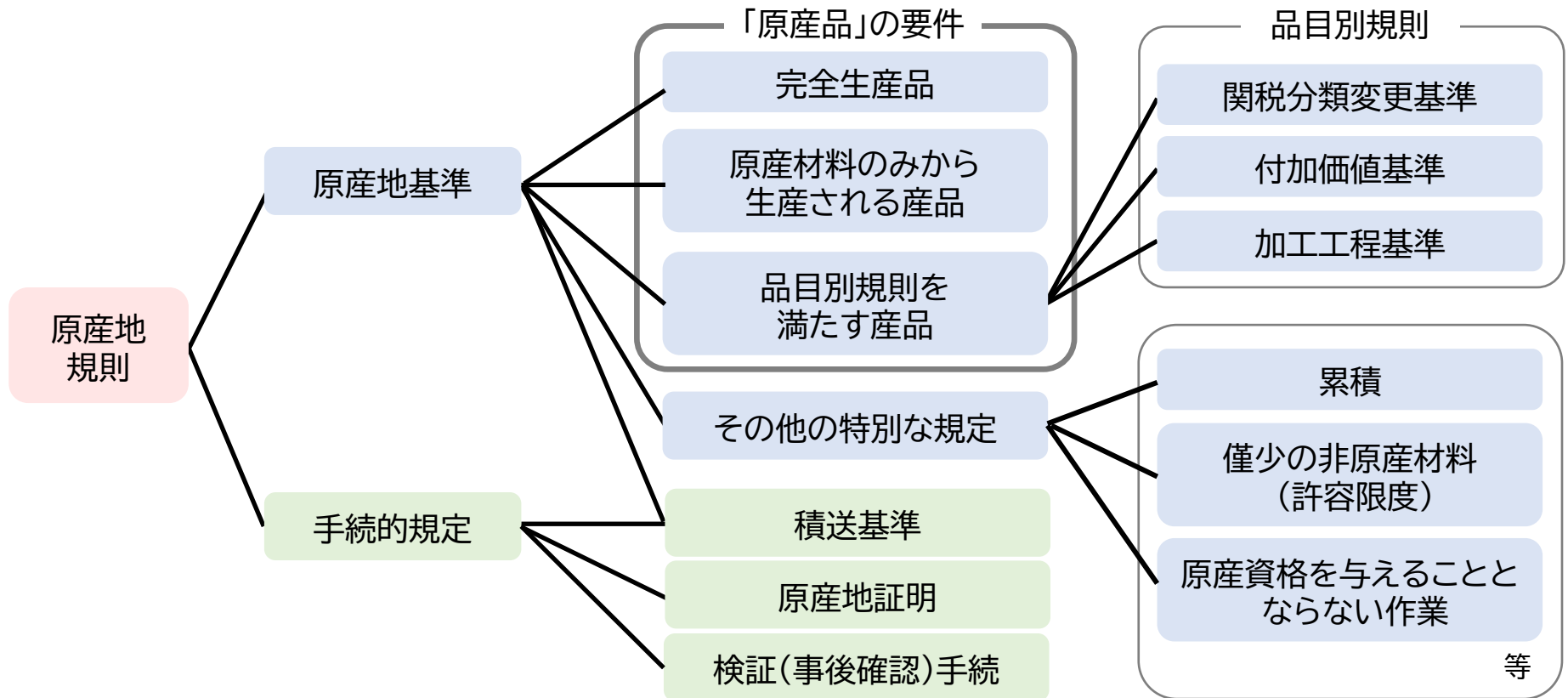


相手国の「原産品」？

原産地規則の構成

- 原産地基準・・・どのような貨物が原産品と認められるのかの基準を規定。
- 原産地手続・・・EPA税率を適用するための手続きを規定(手続的規定)。

※原産地規則は、EPAごとに異なるが、各EPAにおける規則の構成は概ね共通。



条件2: 原産地規則を満たすこと

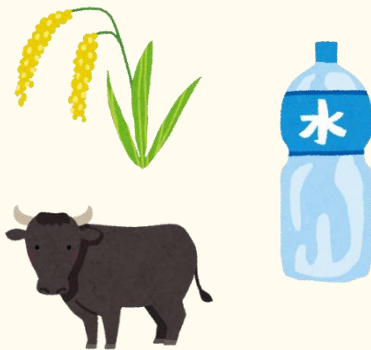
各EPAに定める原産品の要件

- 「原産品」と認められるのは、以下の3つの要件のいずれかを満たす產品。
- 材料が「原産材料(＝原産品となる材料)」か判断する場合にも、この「原産品」の要件を適用する。

要件

完全生産品

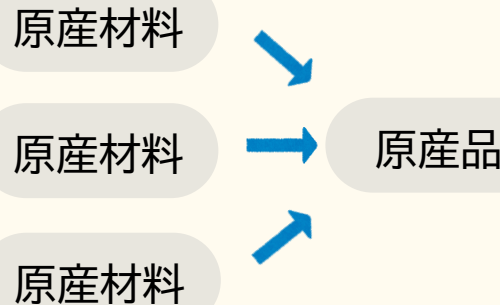
締約国において
“完全に生産される”產品



要件

原産材料のみから
生産される產品

締約国の
“原産品と認められる材料”
のみから生産される產品



要件

品目別規則
を満たす產品

締約国の“原産品と認められない材料”
を使用し締約国において生産をすること
で“実質的変更”が生じた產品





ここでワン
ポイント

原産材料 と 非原産材料

原産材料

- EPAの原産地規則を満たして、「原産品」と認められる材料
 - 材料が原産材料かどうかは、EPAの原産地規則を満たしているかによって判断。
 - 材料を「原産品」と認める要件は、「原産品」の要件と同じ。
(「完全生産品」、「原産材料のみから生産される産品」、「品目別原産地規則を満たす産品」)

非原産材料

- EPAの原産地規則を満たさず、「原産品」と認められない材料
(原産品としての資格を決定することができない材料を含む。)
 - 以下は非原産材料となる。
 - ・ 非締約国から輸入した材料
 - ・ 締約国内で調達したが、非締約国で生産された材料
 - ・ 締約国内で生産・調達されたが、EPAの原産地規則を満たさない材料



日本税関では、利用者の証明負担軽減の観点から、
原産品であることが証明されていない材料を非原産材料として扱う運用を行っている。

条件2: 原産地規則を満たすこと

完全生産品

※WO (Wholly obtained or produced)

- 締約国において完全に得られる産品。

例

日EU・EPA 第3・3条 完全に得られる産品

1 前条の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国において完全に得られる産品とする。



(a) 当該締約国において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品(穀物、野菜等)



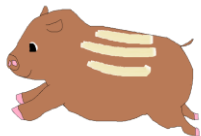
(b) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、育成されたもの(家畜等)



(c) 生きている動物(当該締約国において育成されたもの)から得られる産品(牛乳、卵等)



(d) とさつされた動物(当該締約国において生まれ、かつ、育成されたもの)から得られる産品(牛肉等)



(e) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物(捕獲野生動物等)



(f) 当該締約国において養殖により得られる産品(養殖魚等)



(g) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a) から(f)までに規定するものを除く。)(原油等)



(h) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海の外側に位置し、かつ、国際法に基づく第三国の領海の外側に位置する海、海底又はその下から得られる魚介類その他の海洋生物(公海で捕獲した魚等)

(i)～(k) (略)

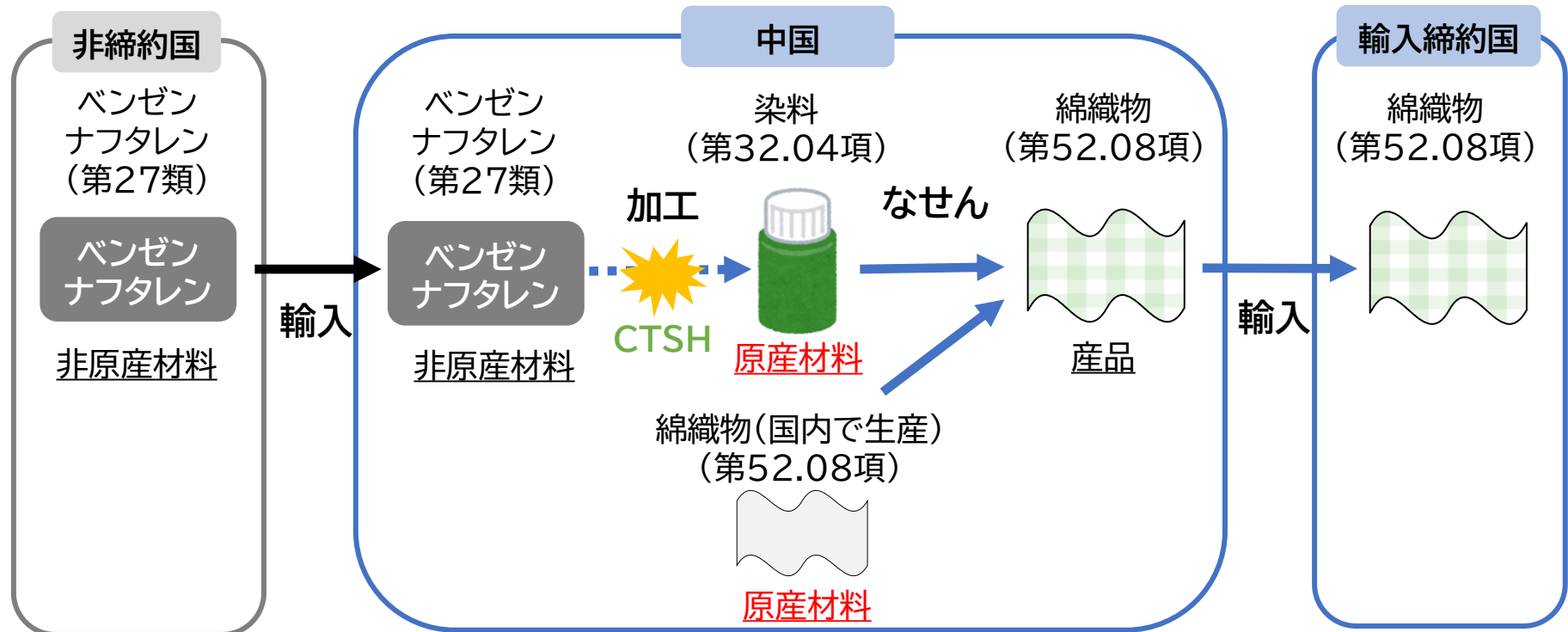
(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品又はこれらの派生物のみから生産される産品

条件2: 原産地規則を満たすこと

原産材料のみから生産される産品 ※PE (Produced Exclusively from originating materials)

- EPA締約国の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品。
- 産品の生産に直接使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1か国(輸出国)で生産が完結しているように見えるが、原産材料の生産に使用された材料にまで遡ると、第三国の材料(非原産材料)が使用されている。

例 RCEP協定(中国から日本への輸入) 綿織物(第52.08項)



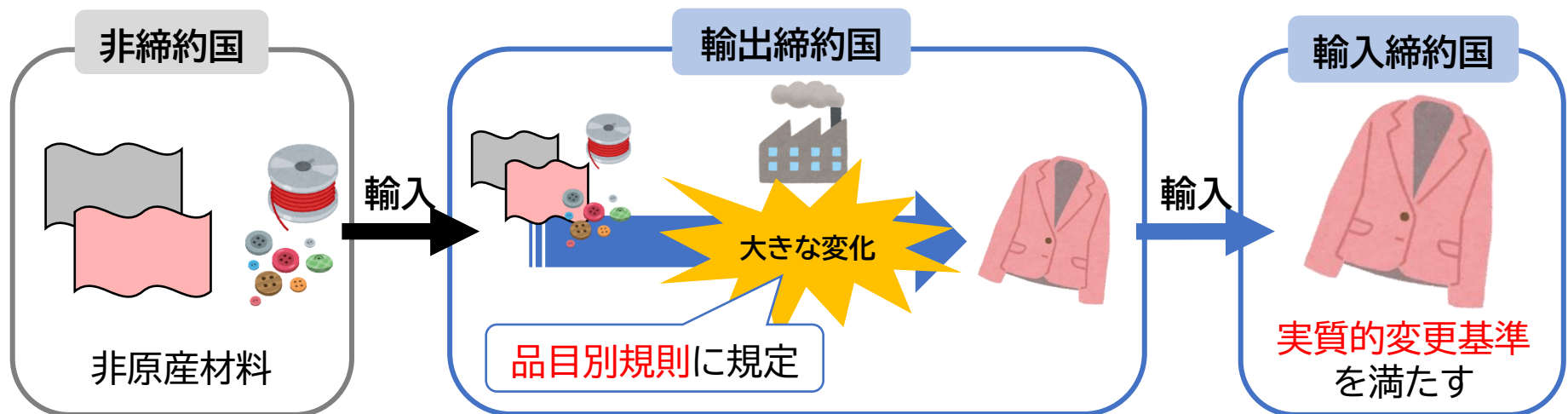
染料(第32.04項)の品目別規則 : 「CTSH(他の号(HS番号先頭6桁)からの変更)又はRVC40」

条件2: 原産地規則を満たすこと

品目別規則(実質的変更基準)を満たす産品

※PSR (Product Specific Rules)

- 非原産材料を使用しているても、締約国における加工等の結果として、当該材料に**大きな変化**があった場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。
- この大きな変化を「**実質的変更**」、実質的変更がある場合にその産品を原産品として認める考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。
- 実質的変更基準は、最終産品の品目毎に異なるため、「**品目別規則**」としてまとめられることが多く、各EPAの附属書等に規定されている。
- 日本の多くのEPAにおいて、実質的変更基準は、品目毎に「**関税分類変更基準**」、「**付加価値基準**」、「**加工工程基準**」のいずれかの考え方、或いはその組み合わせを採用。

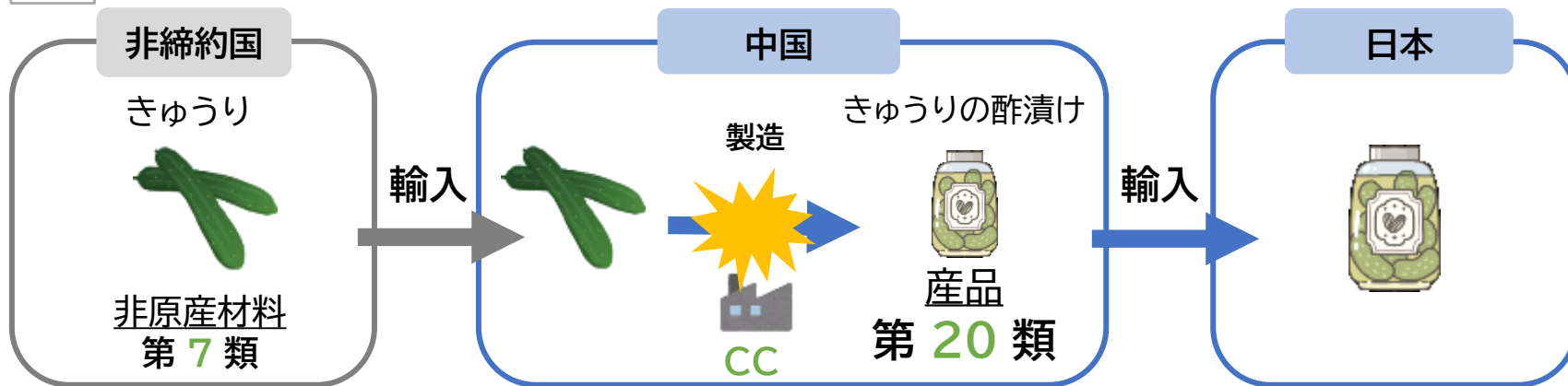


条件2: 原産地規則を満たすこと

① 関税分類変更基準の例

- 関税分類変更基準とは、**締約国で、非原産材料と製品との間に、特定のHS番号(関税分類番号)の変更があるときに、原産品であると判断する基準。**
(**HS番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとする考え方**)
- **CC**(他の類(HS番号先頭2桁)からの変更)、**CTH**(他の項(HS番号先頭4桁)からの変更)、**CTSH**(他の号(HS番号先頭6桁)からの変更)があり、**材料のHS番号は必要最低限(最大6桁まで)の確認**で足りる。

例 RCEP協定 (中国から日本への輸入): きゅうりの酢漬け(第20.01項)の品目別規則: 「CC」



➡ 品目別規則が「CTSH」の場合であっても、材料と製品のHS番号の間で**類(HS番号先頭2桁)**の変更があることを確認できれば、**6桁までの確認は不要**。(次スライド以降を参照)

「関税分類変更基準による原産性の判断」についてさらに詳しく知りたい方はこちら →
リンク先: 税関ホームページ/EPA・原産地規則について知りたい/10.パンフレット・お知らせ/
原産性判断に必要なHSコードについて(PDF)



条件2： 原産地規則を満たすこと

関税分類変更基準における材料のHS番号

【確認の順序】

- ① 製品の品目別規則（関税分類変更基準）を確認。
- ② 材料のHS番号を確認。

① 製品の品目別規則（関税分類変更基準）を確認。

○ 関税分類変更基準におけるHS番号の変更の種類は「CC」「CTH」「CTSH」の3つ。

CC	(Change of C hapter)	: 他の 類 の材料からの変更 (HS番号先頭2桁 レベルの変更)
CTH	(Change of T ariff H eading)	: 他の 項 の材料からの変更 (HS番号先頭4桁 レベルの変更)
CTSH	(Change of T ariff S ub h eading)	: 他の 号 の材料からの変更 (HS番号先頭6桁 レベルの変更)

○ 品目別規則は、以下いずれかのURLから確認可能。

- ・税関HP「品目別原産地規則の検索」 <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>
- ・税関HP「各EPA附属書の品目別規則」 <https://www.customs.go.jp/roo/text/index.htm>

② 材料のHS番号を確認。

- 材料のHS番号は、関税分類変更基準で求められているHS番号の変更が行われていることがわかる桁数までの確認でよい（HS番号先頭2桁までの確認を行えばよい等）。
- 例えば、製品の品目別規則がCC（製品と異なる他の類の材料からの変更）であれば、HS番号先頭2桁までの確認など、HS番号の確認は最低限でよい。
- ただし、当局から求められた場合には、必要な桁数を確認し、提示。

条件2： 原産地規則を満たすこと

関税分類変更基準における材料のHS番号

【確認が必要な材料のHS番号の桁数】

○確認が必要な材料のHS番号の桁数は下線部分。

CC（HS番号先頭2桁レベルの変更）

最終産品	関税分類変更基準を満たすか	材料
2009.50 トマトジュース	○	① <u>07</u> 02.00 トマト
	×	2002.10 調理済トマト (全形のもの)

① 材料のHS番号先頭2桁の確認が必要。

CTH（HS番号先頭4桁レベルの変更）

最終産品	関税分類変更基準を満たすか	材料
8413.70 ポンプ	○	① <u>73</u> 18.19 ネジ
	○	② <u>8482</u> .10 玉軸受
	×	<u>8413</u> .91 ポンプの部分品

① 材料のHS番号先頭2桁を確認。
② 2桁が同じ場合、4桁まで確認が必要。

CTSH（HS番号先頭6桁レベルの変更）

最終産品	関税分類変更基準を満たすか	材料
8479.50 産業用ロボット	○	① <u>73</u> 18.19 ネジ
	○	② <u>8483</u> .40 歯車
	○	③ <u>8479</u> .90 産業用ロボットの 部分品

① 材料のHS番号先頭2桁を確認。
② 2桁が同じ場合、4桁を確認。
③ 4桁も同じ場合、6桁まで確認が必要。

※参考：税関HP「原産性判断に必要なHSコードについて」 https://www.customs.go.jp/roo/origin/zairyo_hs.pdf

【関税分類変更基準を満たさない材料がある場合の確認方法】

- 最終産品の「材料の材料（二次材料）」から考えて、関税分類変更基準を満たすか確認。
- 関税分類変更基準を満たさない材料が原産材料と認められるかを確認。
- 付加価値基準等の他の要件での証明を考える。
- 僅少（許容限度）の規定を使用できるか検討。

いずれかで証明。

条件2： 原産地規則を満たすこと



品目別規則を満たさない場合に、 どの段階の材料まで遡る？

- 製品の品目別規則を満たさない一次材料についてのみ、二次材料(又はそれ以上)まで遡って確認します。

！ ただし、例えば二次材料まで遡ったうえで製品の原産性を判断する場合、二次材料から一次材料、一次材料から製品までの生産工程が締約国内で行われる必要があることについてご注意ください。

- どの段階の材料を「一次材料」、「二次材料」等として捉えるかは様々です。
- 機械製品の材料としての部品など、複数の部品が一つの部品を構成する場合、例えば以下のようなものは一つの材料として管理できると考えられます。

- 材料単体で販売されているもの
- 材料のHS番号が、当該材料を構成するための部品のHS番号と異なるもの

※ 最終的には輸入締約国の判断による旨、ご了承ください。

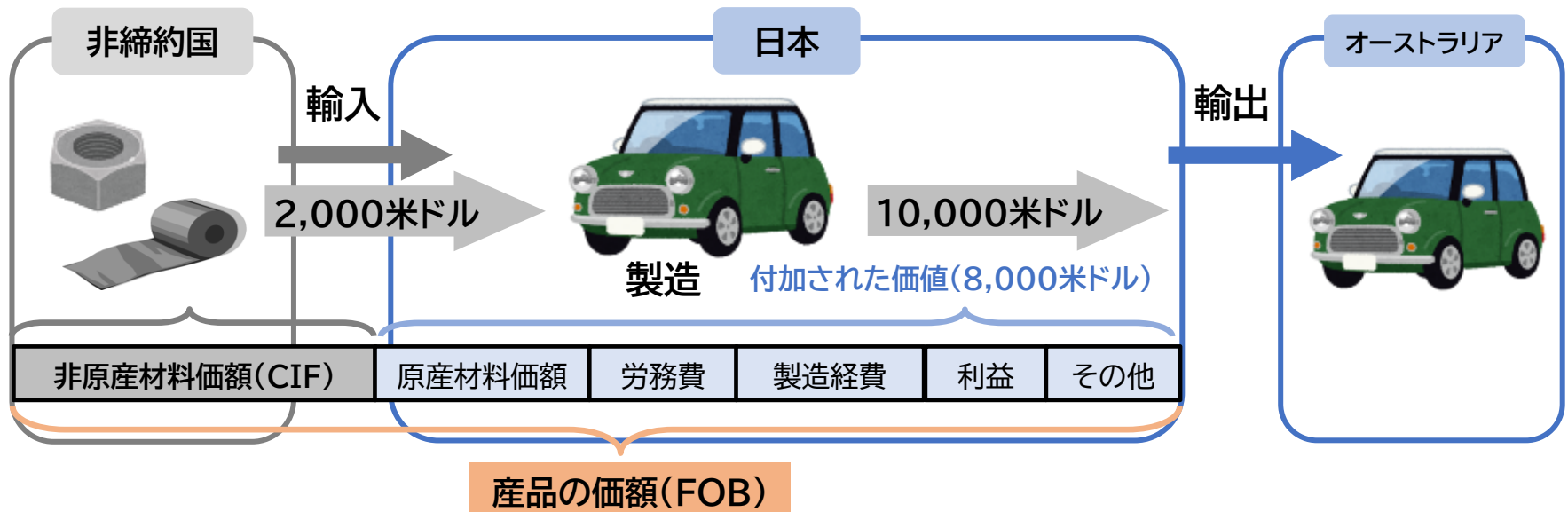
例：モーターサイクル(いわゆるオートバイ)の原産性を確認・管理する場合、エンジンなど(エンジンはシリンダーやピストンから構成されることを想定)

条件2： 原産地規則を満たすこと

② 付加価値基準の例

- 付加価値基準とは、締約国で産品に一定以上の付加価値が付与されたときに、原産品であると判断する基準。
(付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われたとする考え方)

例 RCEP協定（日本からオーストラリアへの輸出）
乗用自動車(第87.03項)の品目別規則：「RVC40(産品の域内原産割合が40%以上)」



$$\frac{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル}) - \text{非原産材料価額}(2,000\text{米ドル})}{\text{製品の価額}(10,000\text{米ドル})} \times 100 = \text{付加価値 } 80\% (\geq 40\%)$$

条件2： 原産地規則を満たすこと

③ 加工工程基準の例

- 加工工程基準とは、**締約国で特定の加工工程**（例えば、化学反応、蒸留、精製など）**が施された場合**、実質的変更が行われたとする考え方。

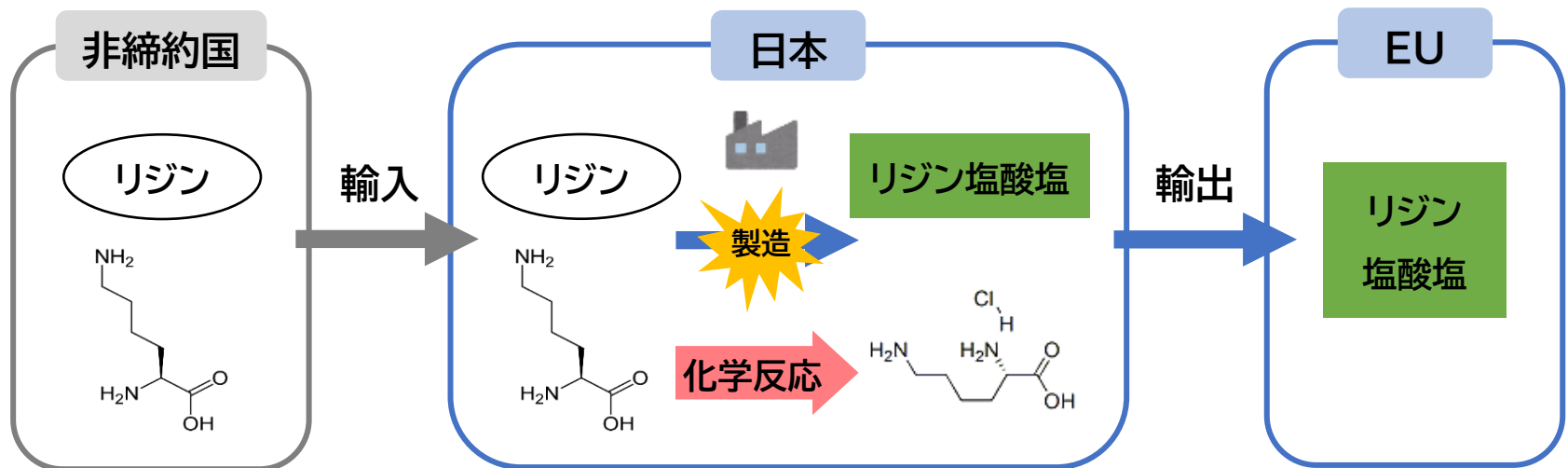
例

日EU・EPA（日本からEUへの輸出）

リジン塩酸塩(第2922.41号)の品目別原産地規則：

「CTSH、

化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、
MaxNOM50%(EXW) 又は
RVC55%(FOB)」



この場合、日本での製造において使用された非原産材料「リジン」に対し**化学反応**が施されていることから、「リジン塩酸塩」は品目別原産地規則を満たし、日本の原産品と認められる。

※ リジン：アミノ酸の一種。サプリメント等に使用。

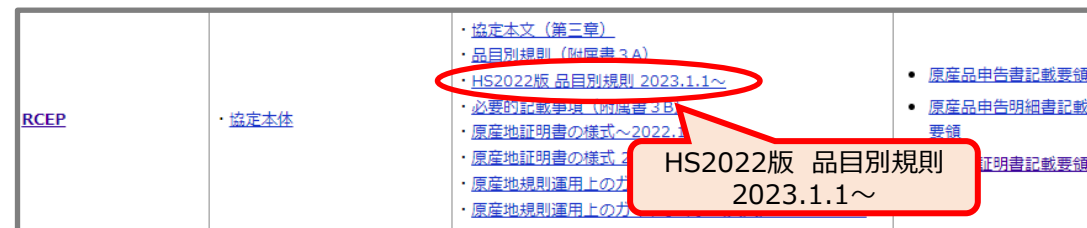
日EU・EPA 附属書3-A注釈5(c)に
定義が規定

条件2: 原産地規則を満たすこと

品目別規則の確認方法 (税関HP <https://www.customs.go.jp/>)

税関HP「EPA附属書」を利用する

例: RCEPの品目別規則を調べる。



注: 原産地規則は各EPAの交渉の結果として定められたものであることから、各EPAで異なる。

条件2： 原産地規則を満たすこと

品目別原産地規則の読み方(例:日EU・EPA 品目別原産地規則(抜粋))

表の構成	
一欄	二欄
統一システムに基づく分類 (二十七年に改正された統一システム) (特定の品名の記載を含む。)	品目別原産地規則
一七・〇一	CTH
一七・〇二	CTH。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第〇四・〇四項の非原産材料の重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一一・〇一項から第一一・〇八項までの各項の非原産材料の総重量が製品の重量の十パーセントを超えないこと。 生産において使用される第一七・〇一項及び第一七・〇三項の非原産材料の総重量が製品の重量の二十パーセントを超えないこと。

製品のHS番号

品目別原産地規則

※日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈
注釈二 附属書3-Bの構成

2 附属書3-B表2欄に定める各品目別原産地規則は、同表1欄に掲げる対応する産品について適用す。

例

第二九類 有機化学品

二九〇一・一〇一二九〇五・四一

③

②

①

CTH、
 化学反応、精製、粒径の変更、標準物質の生産、異性体分離若しくは生物工学的工程が行われること、
 MaxNOM五十パーセント(EXW)又は
 RVC五十五パーセント(FOB)

前段

①関税分類変更基準

中段

②加工工程基準

後段

③付加価値基準

「又は」でつながっているの、
どれか一つを満たせばよい。

条件2: 原産地規則を満たすこと



ここでワン
ポイント

品目別原産地規則が採用している HS番号のバージョン



加熱式たばこ(第2404.11号)について、日EU・EPAの品目別原産地規則を調べたのですが、第2404.11号の品目別原産地規則がありませんでした。どうしたらよいのでしょうか？

原因と対応

- 日EU・EPAの品目別原産地規則が採用しているHS番号のバージョンはHS2017。

日EU・EPA 附属書3-A 品目別原産地規則の注釈 注釈1 一般原則

4 この附属書、附属書3-B及び附属書3-Eにおける記載は、2017年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。

- 第2404.11号は、2022年HS改正により、新設されたHS番号。
(HS番号の新設前は、第2403.91号及び第2403.99号として分類)
- そのため、日EU・EPAの品目別原産地規則に記載がない。

➡ **日EU・EPAの品目別原産地規則が採用しているHS番号のバージョンを確認し、移行関係を調べる。**
(WCO(世界税関機構)が、HS番号の移行関係を示す相関表(correlation table)を作成)

HS2022年改正
(HS2022 / HS2017)相関表

2022 Version	2017 Version
2403.99	ex 2403.99
2404.11	ex 2403.91 ex 2403.99
2404.12	ex 3824.99
2404.19	ex 2403.99 ex 3824.99

！ポイント

- 各EPAでは、品目別原産地規則が採用しているHS番号のバージョンがある。
- HS番号が品目別原産地規則にない場合は、各EPAが採用しているHS番号のバージョンから、HS条約改正により、HS番号が変更になっていることが考えられる。
- そのため、調べたいHS番号への移行関係を調べる必要がある。
- 品目別原産地規則が採用しているHS番号のバージョンは、各EPAで異なる。
(各 EPAの品目別原産地規則注釈に記載あり)

条件2： 原産地規則を満たすこと

救済規定(累積、僅少の非原産材料)

- 「累積」や「僅少の非原産材料」は、原産品の要件を満たさない製品に対する救済規定となる考え方。
- 「僅少の非原産材料」は、「許容限度」と呼ばれることもある。

累積

- 累積とは、相手国の原産品を自国における製品の生産に使用する場合に、自国の原産材料とみなすという考え方。
- 一の国では原産品の要件を満たしていなくても、2カ国等の生産を重ね合わせる(＝累積する)ことにより、原産品の資格を獲得しやすいというメリットがある。
- 累積には、「相手国で作ったモノは、自国で作ったモノ」とみなす考え方(「モノ」の累積)と、「相手国で行った生産は、自国で行った生産」とみなす考え方(「生産行為」の累積)がある。
- 規定された累積(モノか生産行為か、その両方か)は、EPAにより異なる。

僅少の非原産材料(日スイス、日EU、日英EPAでは「許容限度」と呼ぶ)

- 僅少の非原産材料とは、非原産材料が品目別規則(関税分類変更基準、加工工程基準)を満たさない場合でも、その使用が僅かである場合には、生産された産品を原産品として認める考え方。
(言い換えると、品目別規則を満たさないごくわずかな非原産材料の使用を許容するルール)
- 当該規定の対象となる品目、判断基準が、価額なのか重量なのか、どの程度まで非原産材料の使用を認めるかについては、EPAにより異なる。
- 当該規定については、日本が締結している全てのEPA等に規定されている。

条件2: 原産地規則を満たすこと

累積(モノの累積)

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。(日タイEPA 第29条 累積)

例 日タイEPA(材料を日本からタイへ輸出し製品化後、日本に輸入)

日本で栽培した「みかん」(第8類)を、日本からタイに輸出。
当該「みかん」と産地不明の「砂糖」(第17類)を材料として、タイで「みかんジュース」(第2009.12号)を生産後、日本に輸入。

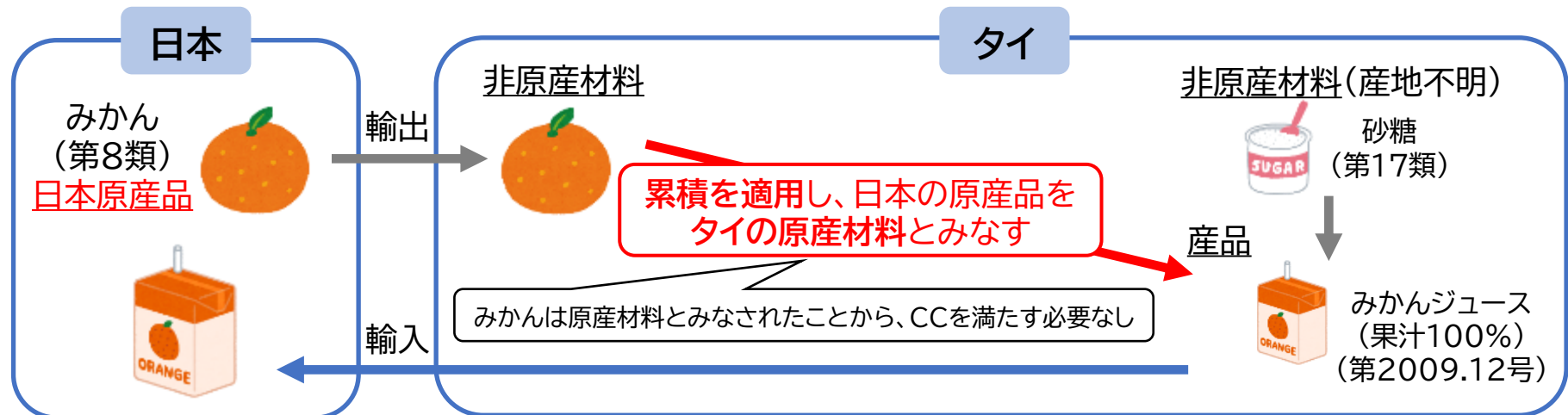
※ みかんジュース(第2009.12号)の品目別規則: 「CC(第8類の材料からの変更を除く。)」

非原産材料である「みかん」と「砂糖」のうち、「みかん」(第8類)は品目別規則を満たさない。

しかし

累積の規定を適用し、日本の原産品である「みかん」をタイの原産材料とみなすことが可能。

- 非原産材料である砂糖(第17類)が「みかんジュース」の品目別規則を満たす。 累積
- 日タイEPA上のタイ原産品と認められる。 ※ 日タイ協定では、原産地証明書に「ACU」の記載が必要。



条件2: 原産地規則を満たすこと

累積(生産行為の累積) 【RCEP協定では現在使用不可】

一方の締約国において非原産材料について行われた生産は、産品が他方の締約国の原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮することができる。
(日EU・EPA 第3・5条 累積 2)

「生産行為の累積」はRCEP協定発効時には適用されず、RCEP協定が全署名国について効力を生ずる日に検討を開始し、5年以内に検討を終了すると規定。

例 日EU・EPA(非原産材料の糸を日本に輸入し製織した後、イタリアに輸出し製品化。その後、日本に輸入)

非原産材料の「糸」を、非締約国から日本に輸入。

当該「糸」を材料として、日本で「製織」しイタリアに輸出、イタリアで「男子用綿製シャツ」(第62.05項)を生産後、日本に輸入。

※ 男子用綿製シャツ(第62.05項)の品目別原産地規則:
「製織と製品にすること(布の裁断を含む。)ࣂの組合せ
又はなせん(独立の作業)を経て製品にすること(布の裁断を含む。)」

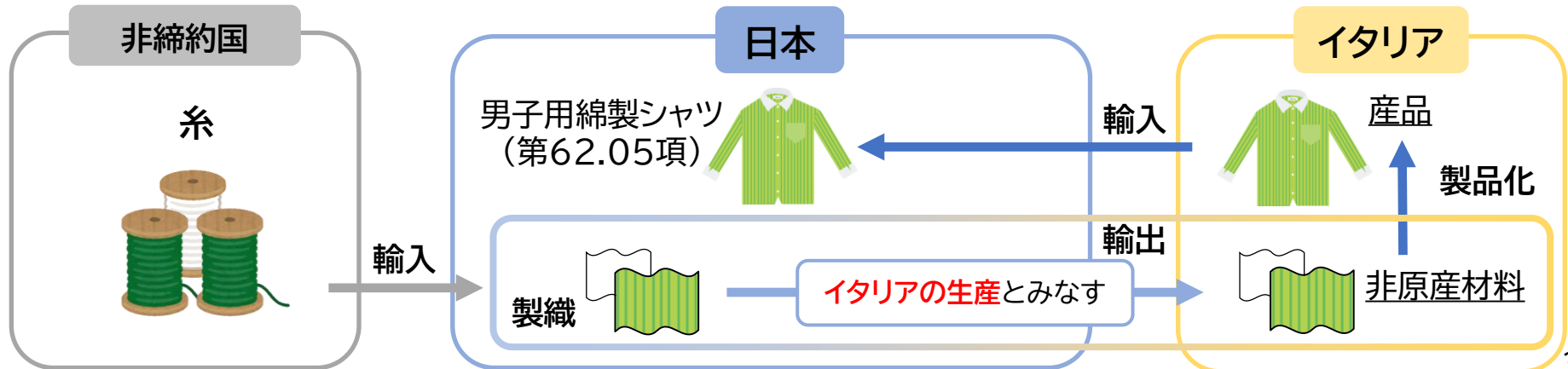
EUの原産品と認められるためには、EU域内で「製織」と、それにより出来上がった生地を衣類等へ「製品化」する2つの工程が必要

シャツの生地は日本で製織を行っている(EU域内で製織を行っていない)ため、品目別原産地規則を満たさない。

しかし

累積の規定を適用し、日本で行った生産行為をイタリアで行ったとみなすことが可能。

- 「男子用綿製シャツ」は品目別原産地規則を満たす。
- **日EU・EPA上のEU原産品と認められる。**



条件2: 原産地規則を満たすこと

僅少の非原産材料(許容限度)

RCEP協定 第3・7条 僅少の非原産材料(概要)

- 1 (a) HS第1類から第97類の産品 : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品の**FOB価額の10%以下**の場合
(b) HS第50類から第63類の産品: 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の**総重量の10%以下**の場合
⇒ **第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。**

例 RCEP協定(ベトナムから日本への輸入)

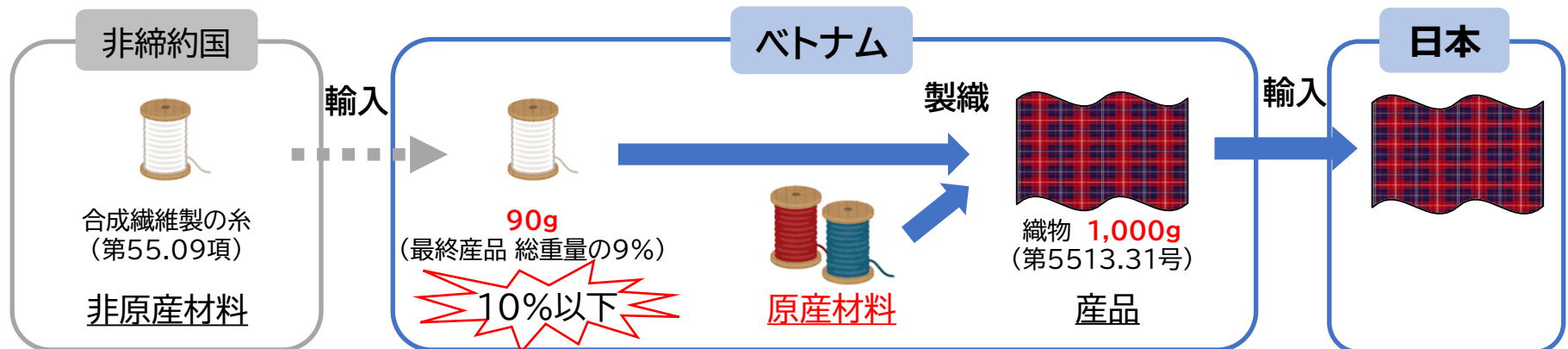
非原産材料の「**合成繊維製の糸**」(第55.09項)を、非締約国からベトナムに輸入。
当該「**合成繊維製の糸**」を材料の一部として、ベトナムで「**織物**」(第5513.31号)を製織後、日本に輸入。

※ **織物(第5513.31号)の品目別規則:**
「CTH(**第55.09項から第55.11項までの各項の材料からの変更を除く。**)」

非原産材料である「**合成繊維製の糸**」(第55.09項)は、品目別規則を満たさない。

しかし

品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が、産品の**総重量の10%以下**であることから、僅少の非原産材料の規定を適用することができ、RCEP協定上のベトナム原産品と認められる。





各EPAの累積規定

- 規定されている累積(モノか生産行為か、その両方か)は、EPAにより異なる。

モノの累積のみ規定

日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアン包括EPA、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、RCEP協定(日メキシコEPA(※))

※ 日メキシコEPAにモノの累積の規定はないが、「協定原産品の考え」(締約国域内を一つの国・領域とみなし、原産性について締約国単位ではなく、域内全体で判断する考え方。日メキシコEPAの場合は、日本とメキシコを一つの区域とみなす。)を採用していることから、実質的にはモノの累積が認められている。

生産行為の累積のみ規定

日シンガポールEPA、日メキシコEPA

モノの累積と生産行為の累積の両方を規定

日ペルーEPA、日オーストラリアEPA(※)、日モンゴルEPA、CPTPP、日EU・EPA、日英EPA

※ 日オーストラリアEPAでは、累積の条文ではなく、原産品の定義に関する条文において生産行為の累積に相当する規定を設けている。

(注)日米貿易協定には累積に係る規定はありませんが、協定原産品の考えを採用していることから、実質的にはモノの累積と生産行為の累積が認められています。

条件2： 原産地規則を満たすこと

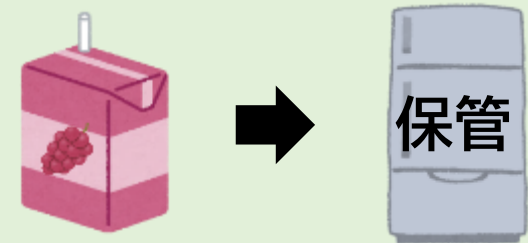
原産資格を与えることとならない作業

- 「原産資格を与えることとならない作業」とはミニマルオペレーションとも言い、その作業によって、品目別規則を満たすことになったとしても、商品は原産品とは認められない。(RCEP協定では 第3・6条「軽微な工程及び加工」)
- どのような作業が規定されているかはEPAにより異なる。
- CPTPP及び日米貿易協定には、この規定は存在しない。

例 RCEP協定 第3・6条 軽微な工程及び加工 Minimal Operations and Processes

商品を生産するために非原産材料に対して行われる以下の工程は、「軽微な工程及び加工」であるとして、その商品に原産品としての資格を与えるための十分な作業又は加工とはみなさない。

- (a) 輸送又は保管のために商品を良好な状態に保つことを確保する保存のための工程
- (b) 輸送又は販売のために商品を包装し、又は提示する工程
- (c) ふるい分け、選別、分類、研ぐこと、切断、切開、破砕、曲げること、巻くこと又はほどくことから成る単純な処理
- (d) 商品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程
- (e) 商品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈
- (f) 生産品の部品への分解
- (g) 動物をとさつする工程
- (h) 塗装及び研磨の単純な工程
- (i) 皮、核又は殻を除く単純な工程
- (j) 商品の単純な混合(異なる種類の商品の混合であるかどうかを問わない)
- (k) (a)から(j)までに規定する二以上の工程の組合せ



EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

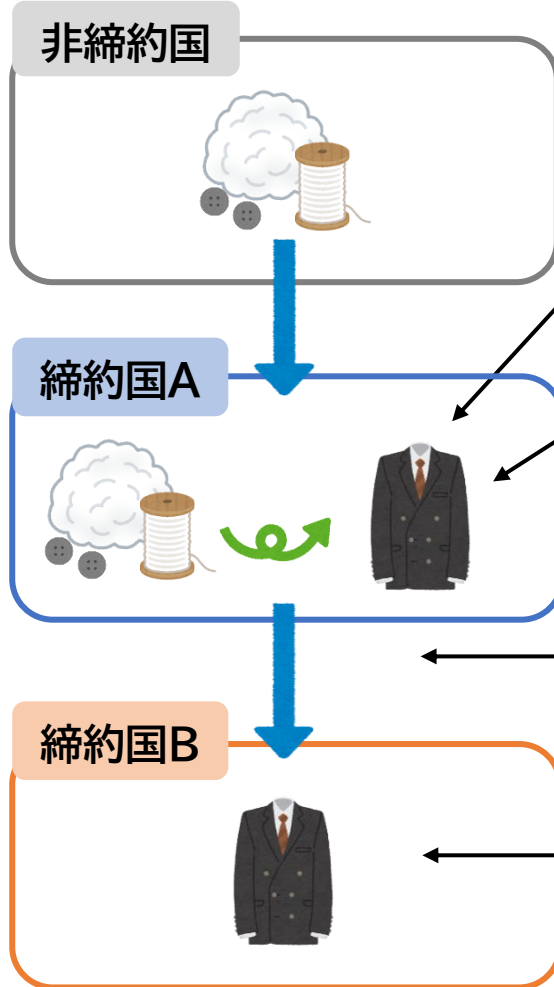
満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

要件を満たさない原産地証明書の提出 等



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

条件3： 積送基準を満たすこと

積送基準を満たすかを確認

- 原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかを判断する基準。
 - 以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は引き続き原産品と認められる。
 - ① 第三国を経由することなく原産国から輸入国に直送される
 - ② 第三国を経由する場合は、当該第三国において積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの)以外の取扱いがされないこと
- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 日EU・EPA | : EU域内の移動については、積送基準を満たすことを示す書類の提出は不要。 |
| CPTPP | : 締約国間の移動については、積送基準を満たすことを示す書類の提出は不要。 |
| 日ASEAN、RCEP協定 | : 締約国間の移動でも、「積送基準を満たすことを示す書類」の提出が必要。 |



運送要件証明書

- 第三国を経由して日本に輸入する場合で、EPA税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告時に、積送基準を満たすことを示す書類として「運送要件証明書」の提出が必要。

具体例

- ① 通し船荷証券の写し
- ② 経由国の税関(公的機関)等が発給した証明書
- ③ 税関長が適当と認める書類(一例として、以下ア～ウの一連の書類)
 - ア. 原産国から第三国、第三国から日本への運送関係関連書類
 - イ. 倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類
 - ウ. 税関監督下の保税地域への搬出入記録

①又は②を提出できないことにつき相当の理由がある場合には、第三国において積替え及び一時蔵置(当該第三国の税関の監督下で行われるもの)以外の取扱いがされなかったことを証する書類
(具体的にはア～ウの一連の書類)

EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

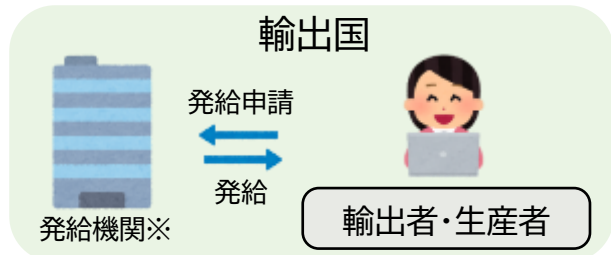
要件を満たさない原産地証明書の提出 等

EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

条件4： 税関に対して、証明書類を提出すること

● 第三者証明制度

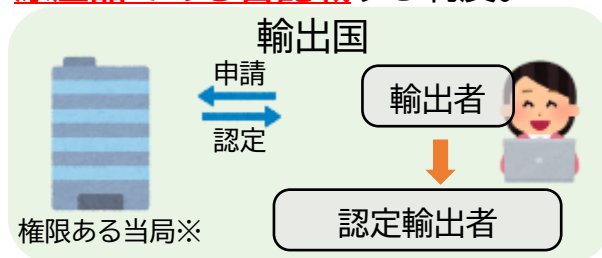
輸出者や生産者が「原産品」であることを確認し、**発給機関**(権限のある当局またはその指定機関)に**証明書(=原産地証明書)の発給を申請**する制度。



※日本では日本商工会議所。
ただし、日シンガポールEPAでは
全国の商工会議所。

● 認定輸出者制度

輸出国の権限ある当局から**予め認定を受けた輸出者が、自ら作成したインボイスといった商業上の書類等に原産品である旨記載**する制度。



※日本では
経済産業省。

● 自己申告制度

輸入者、輸出者または**生産者**が、「原産品」であることを確認し、**証明書(=原産品申告書)を自ら作成**する制度。



※輸出者又は生産者が
証明書を作成した場合。
なお、証明書は輸入者
による作成も可能。

条件4： 税関に対して、証明書類を提出すること

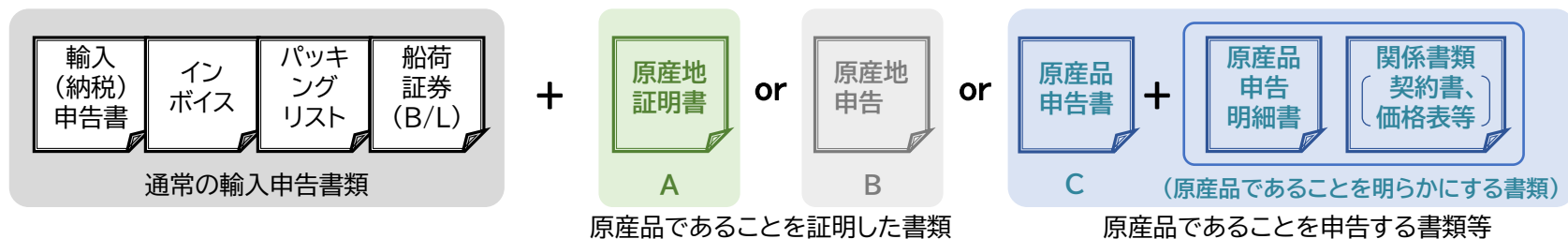
各EPA等における証明制度まとめ（2025年5月時点）

	第三者証明制度 （原産地証明書） 輸出国の商工会議所等 の発給機関が発給する。	認定輸出者制度 （原産地申告） 輸出国政府が認定した 輸出者が自ら原産品で ある旨を証明する。	自己申告制度 （原産品申告書） 輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。	
			輸出者・生産者 自己申告	輸入者自己申告
日メキシコ・EPA	○	○	-	-
日スイス・EPA	○	○	-	-
日ペルー・EPA	○	○	-	-
日オーストラリア・EPA	○	-	○	○
CPTPP	-	-	○ ※ベトナム、マレーシア、ブルネイは権限ある当局が輸出者・生産者に代わり発給	○
日EU・EPA	-	-	○	○
日米貿易協定	-	-	-	○
日英・EPA	-	-	○	○
RCEP協定	○	○	○ ※豪州、ニュージーランド、韓国間のみ利用可	○ ※日本への輸入時のみ利用可
上記以外の 発効済協定	○	-	-	-

条件4： 税関に対して、証明書類を提出すること

原産地証明制度・提出される書類の種類(日本への輸入)

- 原産地証明制度は3種類あり、それぞれ提出書類が異なる。
- 課税価格の総額が20万円超の貨物の場合、特惠適用のため、輸入申告時に、輸入申告書類に加え、「原産品であることを証明した書類」(A又はB)又は「原産品であることを申告する書類等」(C)を提出(第三国経由の場合には、運送要件証明書等も必要)。
- 自己申告制度では、関係書類(原産品であることを明らかにする書類)の保存が必要(保存期間は、各EPAにより異なる)。



	制度名	対象(EPA・GSP等)	書類(原則)	発給者／作成者
A	第三者証明制度	・CPTPP、日EU、日英、日米を除く全てのEPA ・GSP	原産地証明書(発給日から1年間有効)	輸出国の権限ある発給機関
B	認定輸出者による自己証明制度(原産地申告)	(Aと共に選択的併用) ・日メキシコ ・日スイス ・日ペルー	原産地申告(作成日から1年間有効) (特定の原産地申告文を記載した商業書類)	輸出国の権限ある当局が認定した輸出者
		(A・Cと共に選択的併用) ・RCEP	原産地申告(作成日から1年間有効) (協定附属書3Bの必要的記載事項を記載したもの)	
C	自己申告制度	・CPTPP ・日EU ・日英 ・日米 (Aと共に選択的併用) ・日豪 (A・Bと共に選択的併用) ・RCEP	1原産品申告書(作成日から1年間有効) 2原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書、関係書類等) ※日EU・日英の輸出者/生産者については、「原産品申告書」に代えて「申告文」を作成。	輸出者・生産者・輸入者(明細書・関係書類は原則輸入者) ※日米は輸入者のみ ※RCEPの輸出者・生産者自己申告は、豪州、NZ、韓国のみ可 (2025年5月時点)

EPA税率適用のために

EPA税率適用条件

条件1:

製品のHS番号に対して、輸入締約国(本図では締約国B)でEPA税率が設定されていること(譲許表に規定)

条件2:

原産地規則を満たすこと(=産品が「原産品」であると認められること)

条件3:

積送基準を満たすこと(=運送途上で「原産品」という資格を失っていないこと)

条件4:

税関に対して、証明書類を提出すること(手続的規定)

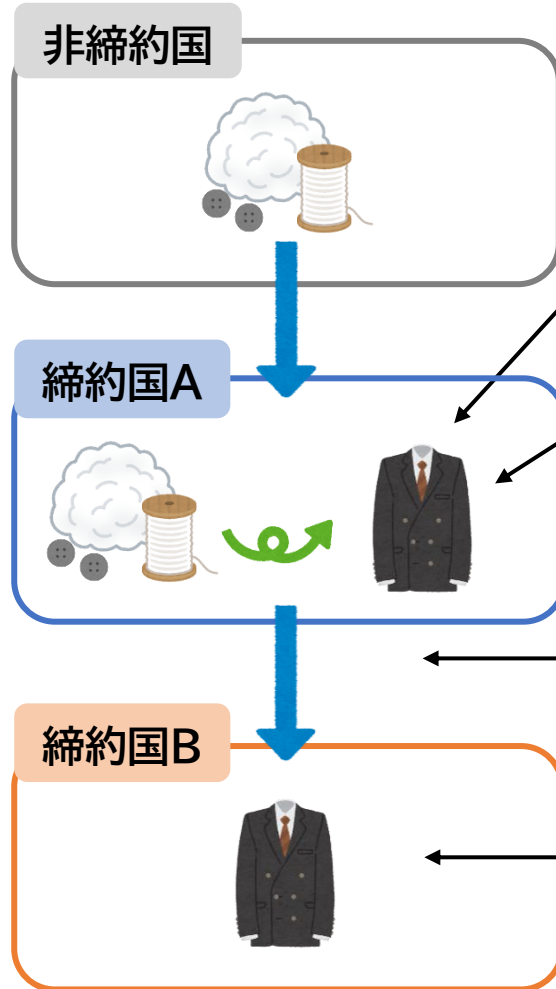
満たさない要因として考えられるもの

産品の分類誤り 等

品目別規則を満たさない非原産材料の使用 等

運送中に第三国で加工 等

要件を満たさない原産地証明書の提出 等



EPA税率適用のためには全ての条件を満たすことが必要
(一つでも条件を満たさなければ適用できません。)

➡ 条件を満たすか確認するためには、「EPA利用のステップ」を活用

具体的なEPA利用のステップ

EPAを利用するためには次のステップで確認します。



ステップ1. 貨物のHS番号を特定

ステップ2. EPA税率が設定されていることを確認

ステップ3. 適用される原産地規則を特定

ステップ4. 原産地規則を満たすかを確認

ステップ5. 原産地手続

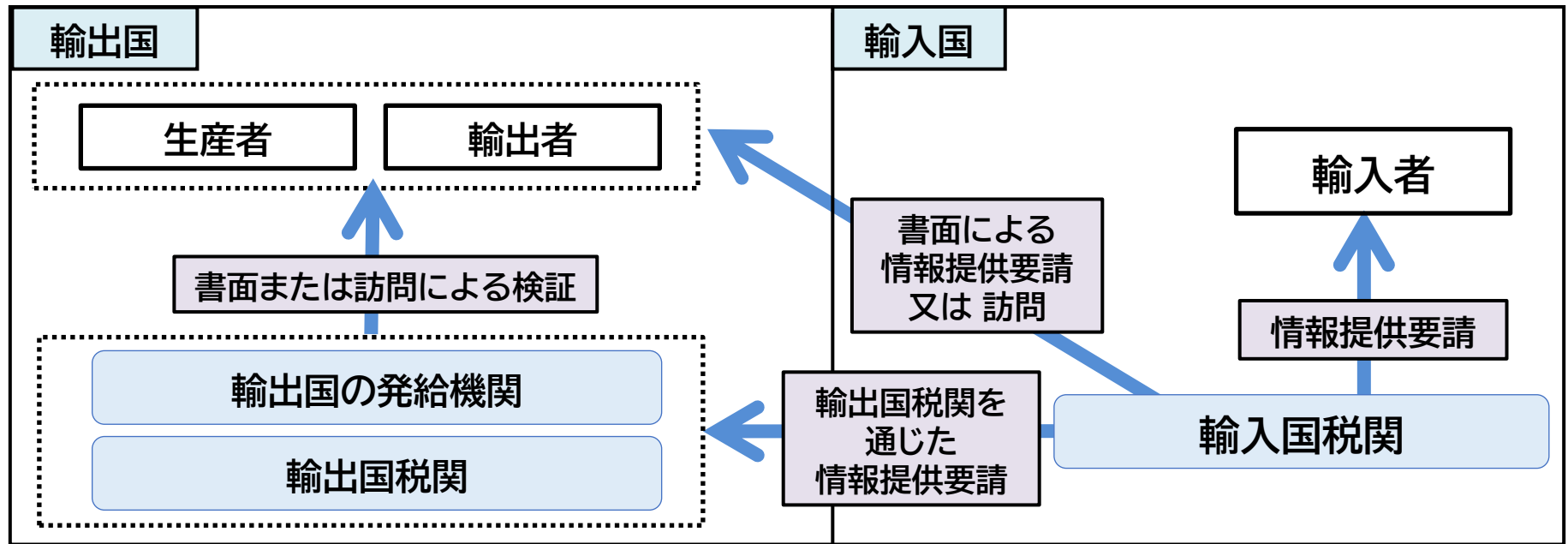
- (1)申告に必要な書類(原産地証明書または原産品申告書など)を整える
- (2)関係書類を保存

ステップ6. 申告時にEPA税率を適用

ステップ7. 必要に応じ税関からの事後確認に対応

★ 具体的な輸出入時におけるステップについては、この後ご説明します。

各EPAにおける事後確認制度について



- 事後確認とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいう。
- 事後確認は、書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認する。
- また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがある。

事後確認制度について

- 事後確認制度についても、税関ホームページでご案内しています。
- 各種リーフレットのほか、前のスライドでご説明した非違事例や輸入者自己申告における留意事項、よくある質問等の参考情報が掲載されています。

税関サイト ▶

EPA・原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

EPA・原産地規則ポータル

経済連携協定（EPA）等の適正かつ円滑な利活用のため、EPA原産地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

目的別に探す

初めてEPAで輸入

初めてEPAで輸出
／輸出相談(自己申告)

原産地規則とは

原産地基準・証明手続
／様式見本

事前教示

事後確認

品目別原産地規則
(PSR) の検索

パンフレット・
お知らせ

税関サイト ▶

EPA・原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

EPAで輸入

EPAで輸出／輸出相談

原産地規則とは

使いたいEPA等について調べる

品目別原産地規則の検索

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 事後確認

事後確認

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

「事後確認」とは、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

輸入申告された貨物が原産品であることを事後的に確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、書面での情報提供要請又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査（事後調査）により実施され、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されます。また、事業の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

なお、日EU協定及び日英協定において輸入者自己申告に基づき特惠税率を適用した場合、協定上、輸入国税関は輸出者又は生産者に対して当該貨物が原産品であるか否かについての情報提供要請や現地への訪問による検証を実施することができません。そのため、輸入者が貨物の原産性を証明できない場合、特惠税率の適用が否認されますのでご注意ください。

- 事後確認に係る各EPAの規定 **NEW**
- 根拠法令
- 特惠税率適用に関する「事後確認の実施について」
- リーフレット「日EU協定・日英協定に基づく情報提供要請」
- 輸入者自己申告における留意事項について
- 産品が原産品であることを明らかにするために必要な書類の例
- よくある質問①: 原産品であることを明らかにする根拠資料について
- よくある質問②: 輸出締約国内で調達した材料について



事前教示制度のご案内



(文書による照会に対しては原則30日以内に回答)

- 「事前教示制度」とは、貨物の輸入を考えている者やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(EPAの適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、特惠税率の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- RCEP協定については、第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります(希望制)。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りが可能となります。
- また、税関が発出した回答(教示)の内容については最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重される(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く。)ため、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いの確保が可能となります。

※口頭やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

※事前教示の際には、**照会製品のHS番号を適切に把握し、照会を行うことが必要**となります。
(品目別規則はHS番号ごとに決まっていることから、照会製品のHS番号が誤っていた場合、税関で確認をやり直すことになるため、回答により時間がかかります。)

事前教示制度のご案内

- 原産地に係る事前教示制度について、税関ホームページでご案内しています。
- 利用方法や、実際の回答が掲載されており、制度に関する詳細な情報を知ることができます。

税関ホームページ 事前教示回答事例へのアクセス方法

EPA・原産地規則ポータルから「事前教示」のページへアクセスし、「事前教示回答(原産地)」をクリック



事前教示

検索画面からEPA名やHS番号で検索。

**税関**
Japan Customs

現在位置: [ホーム](#) > [輸出手続](#) > 事前教示

事前教示回答 (原産地)

事前教示回答 (原産地) では、公開可能な事前教示回答を確認することができます。

[事前教示回答 \(原産地\) 検索画面へ](#)

それぞれの項目には、以下の情報が表示されます。

事前教示回答項目

登録番号	事前教示回答書の登録番号
税関	事前教示回答を行った税関
処理年月日	事前教示回答書の作成処理が終了した年月日
一般的品名	照会貨物の一般的な品名
税番	照会貨物の税番 (4桁、6桁又は8桁)
回答	下記の特恵種別に基づく回答
特恵種別	適用される税率の種別
貨物の概要	事前教示において照会された貨物の概要
認定理由	上記の原産地の認定理由

**税関**
Japan Customs

現在位置: [ホーム](#) > [輸出手続](#) > [事前教示回答 \(原産地関係\)](#) > キーワード検索

事前教示回答事例 (原産地関係)

検索したい項目を選択し、キーワードを入力してください。

☒ 全項目
公開可能な事前教示回答の内容 (一般的品名、税番、貨物概要等) のすべてを対象にして、キーワードが含まれている情報が検索されます。

☒ 複数のキーワードを指定する場合は、間にスペース (空白) を挿入してください。

☒ 複数のキーワードを指定した場合、絞り込み条件を指定してください。

☐ 登録番号
登録番号に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

~

☒ 登録番号を7桁の数字で指定してください。

☐ 税番
税番に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。キーワードは単一のみでも、範囲で指定することもできます。

~

☒ 税番を2桁以上、9桁以下の数字で指定してください。

☒ 9桁に満たない場合は前方一致で検索されます。

☐ 一般的品名
一般的品名に限定して、キーワードが含まれている情報が検索されます。

事前教示回答事例 (原産地関係)

事前教示回答事例 (原産地関係) 詳細

登録番号	1211616
税関	名古屋
交付年月日	20220117
一般的品名	履物
税番	6403.99-
回答	RCEP協定上の中国原産品と認められる (RCEP原産国は中国)。
特恵種別	RCEP協定
貨物概要	原材料: ①パテントラミネードレザー (第41.14項)、②ライニング生地 (第59.03項)、③プラスチック製シート (第39.20項)、④不織布 (第56.03項)、⑤板紙 (第48.05項)、⑥ゴム製シート (第40.02項)、⑦PVC (第39.04項)、⑧接着剤 (第35.06項)、⑨縫糸 (第54.01項) 製造工程: 中国国内の自社工場において、上記材料を使用し、裁断、縫製作業等を経て本品を製造する。
認定理由	上記原材料は全て非原産品として扱う。非原産品を使用して中国において生産される関税率表第64.03項に分類される製品が、RCEP協定 (以下「協定」という。) 上の中国原産品と認められるためには、協定第3Aに規定する当該製品の関税分類番号に係る品目別規則及びその他関係する協定の規定を満たさなければならない。本品に使用される非原産品は、上記品目別規則のうち「CTH」を満たすことから、本品は協定上の中国原産品と認められる。協定第3Aの日本国の表の付録に掲げる原産品のRCEP原産品は、協定第2・6条3の規定により同付録に定める追加的な要件を満たす場合は輸出締約国となり、これにより決定されない場合には、協定第2・6条4により原産品の生産において使用された原産品のうち合計して最高価額のものを選択した締約国となる。照会者から提出された情報によると、本品は、関税分類番号が6403.99-015であることから同付録に掲げる原産品であり、かつ輸出締約国である中国は、上記の追加的な要件である「原産品の価額の総額の20パーセント以上が当該原産品の生産において付加された締約国である」を満たす。よって、本品のRCEP原産国は中国と認められる。なお、当該関税分類番号は本事前教示回答日において有効な日本国の輸入統計品目に基づき、以上のことから、本品はRCEP協定上の中国原産品と認められ、本品のRCEP原産国は中国と認められる。協定に基づく本品に対する税率の適用に当たっては、協定、関税法施行令第61条等法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。
法令	RCEP協定第2・6条3、第3・2条 (c)、附属書付録、附属書3A品目別規則
その他	

事前教示回答事例の概要等を確認することができます。

各税関お問い合わせ先



事前教示照会のほか、原産地規則・関連する税関手続については、下記までお気軽にお問い合わせください。

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関 業務部 原産地調査官	0138-40-4255	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp
東京税関 業務部 首席原産地調査官	03-3599-6527	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp
横浜税関 業務部 原産地調査官	045-212-6174	yok-gensanchi@customs.go.jp
名古屋税関 業務部 首席原産地調査官	052-654-4205	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp
大阪税関 業務部 首席原産地調査官	06-6576-3196	osaka-gensanchi@customs.go.jp
神戸税関 業務部 首席原産地調査官	078-333-3097	kobe-gensan@customs.go.jp
門司税関 業務部 原産地調査官	050-3530-8369	moji-gyomu@customs.go.jp
長崎税関 業務部 原産地調査官	095-828-8801	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp
沖縄地区税関 業務部 原産地調査官	098-943-7830	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp

3. 参考情報

原産地証明書(CO)データ交換

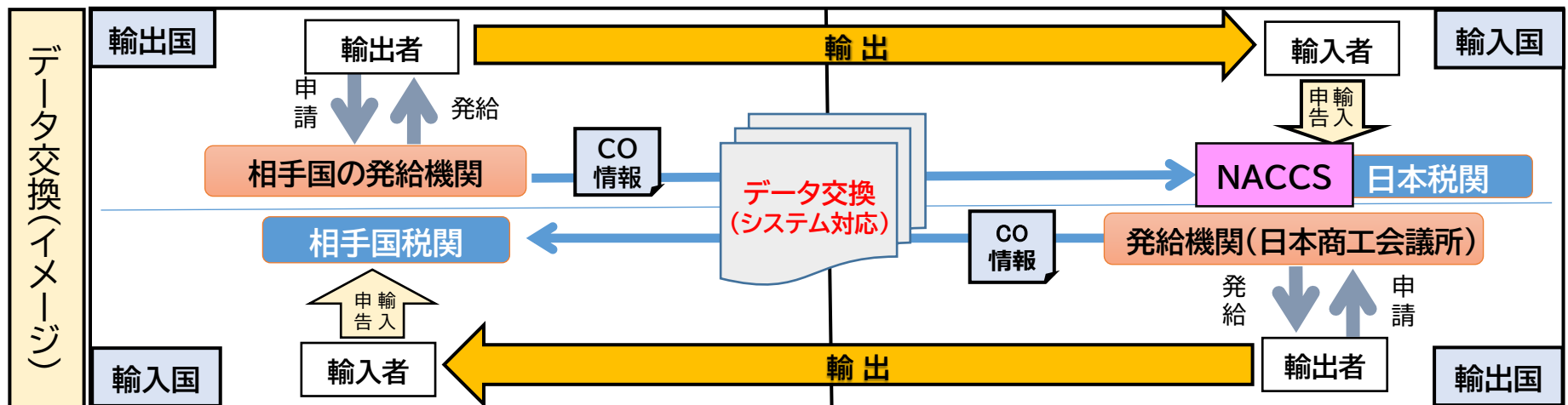
原産地証明書(CO)データ交換について

財務省 関税・外国為替等審議会
関税分科会 (R6.10.10) 資料を基に作成

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済の一部のEPAを除き、電子化されておらず、紙原本の提出が求められるため、リードタイムへ影響が生じている。
- 産業界からの原産地証明書の電子化に対するニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱(2020年12月8日改訂)
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。
- 日インドネシアEPAについては、2023年6月26日から運用開始。
- 日タイEPAの輸入については、2025年3月31日から6月1日までパイロット運用を実施。6月2日から本格運用開始。



原産地証明書(CO)データ交換について・税関HPのご案内

e-COの実施に関する最新の情報は、税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルからご確認ください。

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/data/news.html>

※ 今後も本ホームページに最新の情報を追加・更新していく予定です。

EPA・原産地規則ポータル

経済連携協定(EPA)等の適正かつ円滑な利活用のため、EPA原産地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

目的別に探す

- 初めてEPAで輸入
- 初めてEPAで輸出
輸出相談(自己申告)
- 原産地規則とは
- 原産地基準・証明手続
様式見本
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原産地規則
(PSR)の検索
- お問合せ・
その他のリンク

新着情報(原産地規則ポータル)

2024年11月01日 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定における「輸出者又は生産者による自己申告」の実施について

2024年10月28日 【お知らせ】CPTPPにおける英国加入について

2024年08月30日 【お知らせ】原産地証明書に記載の品目と税関申告書の品目とを照合し、品目別に入国申告する場合の通関数量の確認手続の電子化について

2024年06月28日 EPA/GSPでの原産性に係る情報について

2024年06月17日 「EPAを利用して日本からの輸出を行う」の掲載及び原産地規則ポータルのレイアウト等変更について

重要なお知らせ 原産地証明書のデータ交換について

重要なお知らせ

原産地証明書のデータ交換について

原産地証明書のデータ交換について

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の本格運用の開始について (令和7年5月23日)

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入に係るパイロット運用において、タイ発給機関で発給されたe-COをNACCSで正しく受信できること及びNACCSで受信したe-COを輸入申告等で適切に利用できることが確認でき、今後も安定的な運用が見込まれることから、予定どおり令和7年6月2日(月)から本格運用に移行します。

同日以降、輸入申告の際にはe-COのみを提出していただき、e-CO控えの提出は不要となります。

また、タイ発給機関では引き続きe-COのほか紙の原産地証明書の発給も行っており、日本での輸入申告でも利用可能です。

その他、e-COのご利用にあたっては、以下の資料をご確認ください。

▶ 日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるe-COの利用方法(令和7年5月)

- [e-COご利用のポイント\(令和7年5月\)](#)
- [NACCSの原産地証明書情報内覧会\(IOV\) 業務によるe-COのイメージ](#)
- [e-COよくあるお問い合わせ\(令和7年5月更新\)](#)

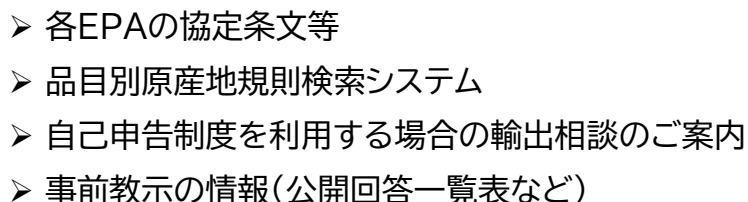
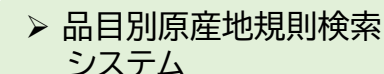
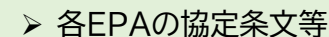
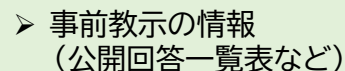
※原産地証明書データ交換に伴うNACCSの業務仕様及びFAQについてはNACCS掲示板をご参照ください。
[輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換 関係資料 | NACCS掲示板\(naccscenter.com\)](#)

※日本からの輸出については経済産業省HPをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.h

税関ホームページ/EPA・原産地規則ポータルでは、各種情報を掲載。

➤ 自己申告制度を利用する場合の
輸出相談のご案内



<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

ご清聴ありがとうございました。